

現 場 説 明 書	
工事名称	千葉県立鴨川青少年自然の家チリングユニット更新工事
説 明 事 項	1. 設計図書等（本現場説明書や工事特記仕様書並びに図面等の書類をいう。）に十分目を通し、受注者が履行すべき事項を把握して入札すること。 なお、設計図書等の記載事項に、疑義がある場合は必ず質問すること。 2. 千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、本工事の請負契約の適正化等に努めること。 3. 本工事契約後に監督員等の承諾・確認等受けるべき工事関連書類は、営繕課 HP 内「県発注営繕工事関連提出書類一覧」を確認して作成すること。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（千葉県）」を遵守すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/documents/kentaikyomanual.pdf 5. 受注者は、本工事が対象となる請負業者賠償責任保険等の保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。なお、受注者が自社事業全体を対象として年間で一括加入している場合は、その証書の写しと付保証明書の原本を提出すること。 6. 法令等による申請又は提出書類は一覧表を作成し、遅滞なく関係機関に提出すること。 作成した一覧表は、1 部を監督員に提出し双方で管理する。 7. 施工場所に近接又は施工場所が重なるほかの工事と十分調整し、工事中の事故や工事の遅延等に注意すること。 8. 工事箇所の近隣住民並びに近隣施設とのトラブルが発生しないよう配慮すること。 万一、発生した場合は受注者側で処理すること。 9. 施設管理者と連絡を密に取り、施設の運営に支障を及ぼさないこと。 また、施設利用者に対する安全対策を十分図ること。 10. 既存工作物及び埋設物には十分注意し、破損した場合は、受注者の責任において速やかに復旧すること。 11. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。 (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内の工事でなければならない。

